

第3回 愛知県犯罪被害者等支援に関する指針策定検討会議 議事録

日時：令和4年9月27日（火） 午前9時30分から午前11時30分まで

場所：愛知県災害対策本部室

○ 議事に先立ち、青木委員から提供資料に基づき説明をいただいた。

- ・今回資料として提供した三重県の犯罪被害者等支援ハンドブック(三重県環境生活部くらし・交通安全課、警察庁作成)は、県が市町村に対して、マニュアル的に作ったものであるという冊子の目的というのがしっかり書いてあり、三重県が市町村と連携を取っていく、県が市町村をリードしていくという姿勢が、一目瞭然で分かるということを感じた。
- ・愛知県でも犯罪被害者支援ハンドブックを作成していると思うが、今あるハンドブックを改定、活用し、三重県のように、市町村との連携のツールとして欲しいと考えている。
- ・三重県の犯罪被害者支援ハンドブックの最後には、別冊の資料というのがあり、そこには犯罪被害者の相談カードであったりとか、アセスメントプランニングシートであったりとか、関係機関への団体への展開、伝達をすべき事項や被害者の同意書といった欄も設けられている資料もある。これらの資料は、県や市町村など、支援に関係するどの機関も利用することができるものである。また、別冊で一覧とされている、市町村が持っている支援施策といった資源は、条例の制定有無に関わらず使えるものである。一覧により、県内において広域にわたる被害者が出た場合には、近隣市と連携していくために使えるし、市町村で支援内容が異なる場合には同じような支援ができるようにどうやったらいいか検討・相談していくことができるのではないかと思う。
- ・今指針の検討を行っているが、条例と重なっていることが多くて、条例の文だけでできることは沢山あるのではないかなと感じている。指針の策定のこの時間というのが、ある意味もったいないなということも感じており、被害者がどういう具体的な施策を望んでいるかというニーズをお話しし、他の委員からは、それを指針のどこに入れていくことがいいんだろうかという意見を聴きたいなということを感じている。

- ・「すべてのまちに被害者条例を」(被害者が創る条例研究会発行)の第5版は、第4版からアップデートされており、資料として、被害者を支援する自治体の取組、市町村だけではなく、県の取組も具体的にとりまとめられている。その中で、三重県に加えて愛知県のケースもその他の注目すべき自治体として取り上げられており、注目をされているという、ある意味プレッシャーを感じていただきながら、今回取組を進めていただきたいと思います。
- ・会員の手記集である、「いのちかなでる」について、こうした手記集というのは胸一杯になるが、こうした中から、被害者の発信、SOSを、関係者の方には掬い上げて欲しいと思う。
- ・これまでの歩みをとりとまとめた「いのちかなでる ～20年の歩み～」の冊子については、被害者支援の歴史がちゃんと分かる仕組みになっており、私たち NPO 法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしすだけではなく、他の団体の被害者の想いも一杯詰まっているものである。
- ・愛知県犯罪被害者等支援条例に基づき、同質の犯罪被害者等支援を継続して行っていくための課題をクリアにしていくために、是非この指針策定のところに、具体的な施策がどう盛り込まれていくかというところ、最初の話に戻るのだが、各委員のお知恵を借りて、被害者の目線からというところで意見を言わせていただけるとありがたいと思う。

<委員からの主な意見>

【構成について】

- ・推進体制と支援フローを別々書いているが、構成として読む方としてはちょっと分かりにくいと思うので、両方を一つのところに書いてもらうといいと思う。
- ・素案、文言というか文章が多いなと思うため、もっとシンプルでもいいのではないかなと思う。

【取組方針について】

- ・取組方針で上がることと、その次の施策がどう繋がっているのかが読んでいて良く分からない。

- ・取組方針では、愛知県が犯罪被害者支援にこういう風に取り組みますということを示していただきたいため、愛知県として「どういう風に取り組むのか」というのを、愛知県としては「こうする」んです、として欲しい。そうすることで、今後、フォローアップを行っていくときにも、取組方針に対して、支援の仕方がどうだったのかということが検証できると思う。
- ・現状の素案を前提とすると、支援フローの確立だとか、フォローアップについて、支援フローということだと、早く、迅速に支援を受けられるということだし、フォローアップを行うというのは、やはり中身を伴った充実した支援を行うということの現れかなとなるので、この県の条例、そしてこの指針での愛知県としての姿勢というのは、迅速かつ充実した支援を被害者支援を行うんだということかなという風に思う。そういう目でみると、今回の素案の取組方針のうち、それが表れているのが取組方針の2なのかなと思うので、これが何で1じゃなくて2なのかなと思う。
- ・委員が取組方針に期待したものは、県が被害者支援をやっていく心意気だとか、どういう方向性でやっていくとか、現状認識はこうで、こういう風にやっていくとか、そういうものだったのではないかなと思う。

【施策について】

- ・施策方針の柱が1，2，3とあり、1は支援フローの対応ということで重要なことかと思うが、柱を一つ一つ書いていると、根拠となる条例の条項が並列に書かれているのみのため、これを支援フローとしてどうやって捉えるのだろうかとか、支援ニーズへの対応としてどのように対応するのだろうかというのが今一つ分かり辛いと思う。
- ・柱1の支援フローというのは支援のプロセスであり、柱2のニーズへの対応を見ると支援のストラクチャー、構造化をしていく必要があると思うが、そのイメージを視覚的に見せるのが必要だと思う。例えば、素案では、支援のフローと言った時に支援を必要とされる方が、どこに行って、どこに行くのかというのがこれではさっぱり分からないし、支援をする側はどこにいるのかというのも今一つ分からない。
- ・支援の流れのチャート図のようなものが必要かなと思うし、支援のストラクチャー、構造をビジュアル化して欲しいと思う。また、県と市町村等との関係について、もう少し実際がどうなのかということが、この柱の1のフロー

と、柱の2の支援のニーズへの対応で明確に示される必要があると思う。

- ・柱の1、柱の2、柱の3というところの中身である施策方針について、条例文と何が変わるのかなという印象を持った。パブコメ募集を行うには、大きな修正が必要になるのではないかという実感を持った。

【推進体制について】

- ・図からは、県の姿勢ということを見ると、現状と変わらないなと感じる。推進体制の図は現状説明じゃないかなと思う。そして、支援の体制のイメージというのも変わったという印象が全く受けられなくて、何が変わったんだろうと思う。
- ・「社会的反響の大きな事案」とあるが、事件に「大きい」「小さい」はなく、一つ一つの命の重さは皆等しく、かけがえがないので、被害者遺族にとっては、二次被害につながる表現かもしれない。「社会的反響の大きな」ということでなく、例えば長野のバスの事故のこととか、京ア二等の事件も想定してとのことであれば、被害者や遺族が住んでいる居住地が多岐に、沢山の地域に散らばっているような、広域にかかる事案に際して、他県とか市町村との連携体制を整えるというようなことではないかと思う。
大きな反響というのはマスコミの取り上げ方一つで変わると思う。
- ・県の窓口で専門家が居て、市町村の窓口担当が困ったときにスーパーバイズを受けられる体制の構築など、県が市町村をサポートするという姿勢を明示して欲しい。

【支援フローの確立】

- ・「支援体制の整備」という言葉だけだと、県の相談窓口の体制みたいな話が、今後、予算的な措置や社会福祉士を雇用するとか、そういうところまでを含めた柱1として理解するものなのかどうかということが分からない。
- ・支援フローについて、機関が全部横並びで、コーディネートするところがないため、どこが取りまとめるかということが曖昧である。連携の輪の中央にあるハブのようなところが必要だと思う。
- ・支援フローはもう少し中身が見えないといけないと思う。素案では、今までと変わらないと思う。例えば、本当は警察に行くところを、県の窓口に行っ

てしまうということもあり、そういった場合でも県の担当がこういう風に警察にこういった案件を流すとか、とにかく一つのところにたどり着けば、後は流れていくという、そういう流れが懇切丁寧な、かつ他の都道府県にはない仕組みなのかなと考えている。その際に、全体を見渡せるような専門家とか、そういった人を一人県が抱えていると、仕組みが上手く流れるかなと思う。

【重点課題について】

- ・今回、重点課題が削除されているが、今後フォローアップして、新たな課題が出てきた時には施策を追加していくとか、そういうことをしていく場合に、現時点での、把握した重点課題がどういったことなのかということは示しておくべきでないかなと思う。

【県と市町村の関係について】

- ・今の愛知県の状況で、市町村は名古屋市、他にもできつつあるが、基本的に市町村条例がないという状況で、愛知県の条例ができたところで、今の愛知県下の市町村の状況を見ると、やはり県が引っ張っていくということが必要だと思う。そういう意味での主導でありサポートであり、上下関係にはないが、県の期待される役割というのはそういうところで市町村をリードしていくということは必要だと思う。
- ・位置づけとして、県が市町村に対して強制できるかどうかという意味では横並びであるけども、施策を推進して行くという意味では、県はリードしていく立場であるべきだと思う。そうでないと、市区町村を束ねるものなくなってしまう。そういう捉え方で今まで議論がなされてきたんじゃないかと思う。

【その他】

- ・転居費の助成の必要性があると思う。
- ・カウンセリングについて、愛知県では何回まで無料というような要件が付いていたりすると思うが、もしそうであるならば、例えば具体的なところで、施策の中で市町村の負担分を県がそこを半分助成するということで、5回までのところが10回にならないとか。少しでも被害者の負担が減ったり、被害者が持ち出しを出さなければならない費用というのが少なくなるような、具体的な施策が欲しい。
- ・被害者が専門家の弁護士に早つながるように、そして弁護士費用についての

助成が欲しい。

- 住民に対してのサービスを具体的に福祉制度等で支援するのは市町村かもしれないが、そのバックアップをするのは県という体制を、しっかり姿勢として見せて欲しい。また、役割分担についても、市町村がする支援であっても、フォローアップをするということで、費用のところでも県に見てもらいたい。
- 子育てやホームヘルプのサービスなどといった日常生活の支援は、市町村任せなのように感じる。日常生活も、県が市町村に対して一緒に取り組みましようというような姿勢が見える化して欲しい。